



モクレン

吉沢税務会計事務所だより

発行人

税理士 吉澤 暢 章

事務所 〒399-8602
長野県北安曇郡池田町
大字会染6752-1
TEL 0261 (62) 2487
FAX 0261 (62) 7499

3月

(弥生) MARCH

20日・春分の日

日	・	9	23
月	・	10	24
火	・	11	25
水	・	12	26
木	・	13	27
金	・	14	28
土	1	15	29
日	2	16	30
月	3	17	31
火	4	18	・
水	5	19	・
木	6	20	・
金	7	21	・
土	8	22	・

3月の税務と労務

国 税 ／令和6年分所得税の確定申告 2月16日～3月17日	国 税 ／1月決算法人の確定申告 (法人税・消費税等) 3月31日
国 税 ／個人の青色申告の承認申請 3月17日	国 税 ／7月決算法人の中間申告 3月31日
国 税 ／贈与税の申告 2月1日～3月17日	国 税 ／4月、7月、10月決算法人の消費税等の中間申告 (年3回の場合) 3月31日
国 税 ／2月分源泉所得税の納付 3月10日	地方税 ／個人の都道府県民税、市区町村民税、事業税(事業所税)の申告 3月17日
国 税 ／個人事業者の令和6年分消費税等の確定申告 3月31日	

ワンポイント 収受日付印の押なつ廃止

国税庁は今年1月から、書面で提出された申告書等の控えへの、収受日付印の押なつを行わないこととしました。控えの収受日付印以外で、申告書等の提出事実や提出年月日を確認する方法としては、申告書等情報取得サービスや納税証明書の交付請求などにより確認することができます。



能動的サイバー防御

サイバー攻撃とは

サイバー攻撃とは、ネットワークを通して、データや情報を提供しているサーバーやパソコン・スマートフォンなどの端末などへアクセスし、そのシステムを壊したりデータを盗み取ったり、データを書き換えたりするような行為のことです。

代表的な例としては、金融機関などを名乗ったメールを送信し偽サイト（フィッシングサイト）へのアクセスを誘い、個人情報盗み取るフィッシング詐欺や不正なログイン行為、不正カード利用行為などが挙げられます。

サイバー攻撃のターゲットとなる相手はさまざまで、個人から不特定多数の人間、会社や各種団体、政府の機関などがあります。目まぐるしい進化を遂げたIT化が生活に浸透するようになってから久しく、私たちは日常生活や学校、勤務先など、あらゆる場面でパソコンやスマホなどを通してインターネットを利用しています。つまり現在は、いつ・どこで・誰がサイバー攻撃の対象になってもおかしくない状況であるといえるでしょう。

能動的サイバー防御とは

能動的サイバー防御とは、国を守るために政府が

推し進めている施策の一つで、ACD（アクティブ・サイバー・ディフェンス）とも呼ばれます。具体的には、国の重要機密や経済基盤となる施設や設備、サーバーシステムなどに対するサイバー攻撃を未然に防ぐため、攻撃される前の時点でセキュリティ対策を取っていくことです。被害が生じてからでは遅いという判断により、先んじてサイバー攻撃の予兆や兆候を察知し対応策を講じるという「先手必勝」の考え方が取られています。

昨今では、直接的な武力に頼らずとも国の重要インフラへ働きかけることで、その国の安全性を脅かすことが可能な世の中となっています。インターネット環境やサイバー空間の安全性を確保するための情報を収集し、分析することに注力し、これらを守り抜くための体制を整えることが求められているのです。

能動的サイバー防御の重点的項目

政府が能動的サイバー防御を実施するにあたって必要となる取り組みとしては、以下の3種が挙げられます。

- ① サイバー攻撃を受けた民間の会社などが行う政府への情報共有や、政府による対処法の調整・支援の取り組みを強化する
- ② 国内の通信事業者が提

供する通信情報を活用し、悪用の恐れがあるサーバーを検知するための取り組みを進める

- ③ 国や重要インフラ等に対する安全保障上の懸念がある深刻なレベルのサイバー攻撃を、可能な限り未然に防ぐことができるような権限が政府に与えられるようにする

上記のような取り組みを行うため、政府は内閣官房に設置している内閣サイバーセキュリティセンター（NISC）を改編し、サイバー防御対策を総合的に管理する新たな組織として稼働させることとしています。

各企業への影響や課題

能動的サイバー防御の体制が整備・実施されるにあたり、各企業にも影響が生じる可能性があります。サイバー攻撃を未然に防ぐためには、前述の通り多くの情報収集が必要です。つまり、大企業のみならず中小企業に対しても政府より情報提供が求められるケースが考えられます。

サイバー攻撃の種類や手口は日々進化しており、これまで考えられなかったような巧妙な手口が使われる可能性も高いです。そのため、国を挙げた技術力の向上や優秀な人材確保が急務です。企業ごとの個々努力が能動的サイバー防御の実現へとつながるのです。

外国人技能実習制度

日本の外国人労働者の受け入れに関するルールには、これまでは「外国人技能実習制度」がありました。

外国人技能実習制度とは、外国人技能実習生が日本で培った技能や知識を海外の開発途上地域などへ移転した際に発揮することで、その地域の経済を発展させることを目的として、1993年に定められた制度です。制度の内容は、以前より海外の現地法人が社員教育の一環として実施していた研修制度がもとになっています。技能実習生は、日本の会社と雇用契約を締結し、技能実習計画に沿った形で自国では得ることが難しい技能などを学びます。最長で5年の修得期間を経た上で実習生は自国へ戻り、得たスキルを活かして国の発展を目指して働くという流れを取っています。

実習制度の問題点と廃止

外国人技能実習制度は前述の通り「発展途上国の経済発展に寄与する」ために作られた制度ですが、昨今ではその目的から外れた名目で技能実習生を雇用する企業が多いことが問題視されています。

技能実習制度における外国人実習生は、その名の通り「実習生」であり、「労働者」ではありません。しかし、実際には労働力不足を補てんするために実習生を雇い入れる企業が少なくないのが現状です。中には、実習生を安い賃金で長時間にわ

育成就労制度



たって働かせるケースや、実習生に対するハラスメントが社会問題化したケースもみられます。

さらに、「技能実習生は転職できない」というルールが問題に拍車をかけています。技能実習生は、原則として外国人技能実習機構により認可を受けている企業以外では働くことができません。また、事前に職種を決定した上で実習生として来ていることから、異なる企業へ移ることもできません。したがって、実習先で悩みやトラブルを抱えたにもかかわらず逃げ場のない実習生が失踪するという事態が発生しました。

これらの問題を受け、政府は技能実習制度の廃止を決定し、新たに「育成就労制度」を創設する運びとなったのです。

育成就労制度とは

育成就労制度とは、外国人労働者の育成や確保を通じて受け入れ態勢を整える

新たなルールのことで、2027年に開始予定です。技能実習制度の目的が「国際貢献」である点に対し、育成就労制度の目的は「国内の労働力不足を補うための人材育成・確保」である点が異なります。技能実習制度ではカバーしきれなかった外国人労働者の権利を守りつつ、日本でキャリアやスキルを積んでもらうために創設されました。最終的には、その分野で相当と判断される知識や経験を持つ者として在留資格が与えられる「特定技能1号」を持つ外国人労働者を育てることを目指しています。

育成就労制度の大きな特徴の一つは「転籍可能」であること、「ある程度の日本語能力を有することが条件」であることです。また、対象となる職種は「特定技能制度」とほぼ変わらない内容になるようです。特定技能制度とは、2019年より開始されている、専門知識やスキルを持つ外国人を受け入れるための在留資格制度です。育成就労制度の職種を特定技能制度と一致させることにより、将来的には特定技能制度の対象となるような戦力となり得る外国人を育てることへとつながります。

育成就労制度は、企業の慢性的な労働力不足を補う対策の一つとして非常に有効です。ただし、来日のための渡航費用などは受入先の企業負担も発生するため、ある程度の費用負担を覚悟の上で、事前に検討しておく必要があるでしょう。

リバースエンジニアリング

リバースエンジニアリングとは、すでに完成している製品の中身を細かく分解し、構成されている部品などを測ったり動作の仕組みを検証したりして、製品の作り方や必要となる技術を把握する方法のことです。通常は、一つの製品を作り出すためには仕様書や説明書、図面などを用いて行うものですが、リバースエンジニアリングはその逆の工程で仕組みを明らかにしていきます。

リバースエンジニアリングは、新製品を開発する際に大きな効果を発揮します。新たに誰も生み出したことのない製品を作ろうとする場合、工程の一つひとつを細かく検証し、実験などを繰り返した上で最善の方法を決定していくことになるため、時間も費用もかかることが常です。一方、リバースエンジニアリングの場合はすでに存在するスキルを活用して生産を行うため、開発時間やコストを削減することができます。

また、競合他社の製品を検証し、その仕組みのメリット部分を自社製品に効果的に取り入れることで、より良い製品を作り出すことへもつながる可能性があります。同時に、リバースエンジニアリングを行うことにより自社製品の弱点部分を見つけることができる場合もあるため、脆弱性を補う対策を立てることもできます。

さまざまな効果が期待できるリバースエンジニアリングは、いわゆる「パクリ行為」として違法性を心配されるケースがありますが、リバースエンジニアリングの行為自体は違法ではありません。2018年に著作権法が改正されたことで、研究や開発が目的となるリバースエンジニアリングは著作権法に抵触しない旨が定められました。ただし、調査対象の製品を違法な手段で入手した場合や、特許権に抵触する場合、他社情報の不正入手などは違法と扱われる危険性があるため注意しなければなりません。同時に、自社製品の不正利用を防ぐためにデータを暗号化するなどの対策も必須です。

ボタニカルライト

火力や水力、原子力など、電源にはさまざまなものがありますが、昨今では植物の発電力を活かした「ボタニカルライト」が着目されています。

ボタニカルライトは、植物の光合成により作り出されたでん粉が集まって来た微生物が活動時に放出する電子を集めて発電するものです。電源がない場所でも、植物が発育する環境が整

っていれば、長期にわたって電力を集めることができます。

ボタニカルライトは植物発電の一種として注目されており、地上の土壌のみならず、水中に生育する水草に付着する微生物による発電効果もみられます。大がかりな工事を必要とせず、低コストで環境に優しいエネルギーが利用できるメリットがあり、停電や自然災害発生時の非常電源としての活用も期待されています。

健康寿命をのばす「ロコトレ」

ロコトレとは、ロコモーショントレーニングの略語です。運動機能の障害や加齢により歩く機能が低下した状態である「ロコモティブ症候群」の防止や改善を目的とした運動を指します。

思うように歩けなくなると要介護状態になる危険性が高まりますので、健康寿命をのばすためには丈夫な足腰を維持し続けることが重要です。ロコトレは、将来にわたり元気で過ごし続けることができるように開発された運動です。内容は主に「片脚立ち」と「スクワット」で、難しい場合は机や手すりにつかまって行っても良く、高齢者が自宅で安心かつ手軽にできるようになっています。ロコトレ実施のポイントは、難しい運動をこなすことよりも「毎日続けること」です。運動の継続は、中高齢期を健康に過ごすことへとつながります。あわせてタンパク質やカルシウムなどの栄養を積極的に摂ることも、健康づくりの一環として取り入れてみると良いでしょう。